

長崎県立猶興館高等学校 学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定
平成27年3月改訂
平成30年3月改訂
令和 5年5月改訂
令和 8年8月改訂

1. 基本方針で目指す子ども像・学校像について

「いじめは決して許されない」ことを理解し、豊かな情操や健全な道德心を持ち、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる生徒の育成を目指すとともに、すべての生徒が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられ、いじめをうまない生き生きとした学校づくりに努める。

2. いじめ対策委員会について

「いじめ対策委員会」を校内に設置し、いじめ防止、早期発見、解決に組織的に対応する。また、「学校いじめ防止基本方針」の検証および見直しを行う。

【構成員】

○校内委員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒指導副主事、教育相談担当、生徒会主任、各学年主任、養護教諭、該当 HR 担任

○外部委員

長崎県スクールカウンセラー、長崎県スクールソーシャルワーカー

【会 議】

- ① 全体会議は、年2回及び必要な場合に招集する。
- ② 校内会議は、必要に応じて随時開催する。

3. いじめの防止について

(1) 教職員の取組

- ① 生徒が達成感や成就感をもてる授業実践に努める。
- ② 生徒と教職員、生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い、一人一人に居場所のある学校生活を通して、自己肯定感を育む。
- ③ 学年会、生徒支援委員会等で、クラスや生徒の状況について意見交換や情報共有を行い、それぞれに応じた指導方法について検討する。
- ④ 三者面談や各種PTA活動を通じて、日常的に保護者との連携を深める。
- ⑤ 人権教育を充実させ、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。
- ⑥ 生徒会による「いじめ根絶標語」の作成及び掲示を通して、啓発を行う。
- ⑦ 教職員の相談スキル向上に努めるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる教育相談の充実を努める。
- ⑧ 情報モラル教育を実施して、メディアの適切な使用を啓発する。
- ⑨ 近隣の中学校や高等学校と連携協力体制を整備し、密な情報交換を行う。
- ⑩ 学校として特に配慮が必要な生徒（障害のある生徒、海外から帰国するなど外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認にかかる生徒など）や被災生徒（東日本大

震災や原発事故、その他風水害に遭った生徒）に対してその理解を深めるとともに、日常的に適切な支援を組織的に行う。

- ⑪「学校いじめ防止基本方針」を保護者や地域に周知し、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受けることができるようにする。
- ⑫「学校いじめ防止基本方針」を定期的にチェックして、いじめに対する教職員の問題意識を持続させる。

（２）生徒の取組

- ①「いじめは決して許されない」ことを理解し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度や心の通う人間関係を構築する態度を養う。
- ② 授業あるいは生徒会活動で行う、いじめの問題や人権問題、命の大切さを考える活動に主体的に取り組む。

（３）保護者の取組

- ① 子どもの観察に努めるとともに、学校との連絡・相談を密にする。
- ② 学校での学校行事や三者面談、地区でのPTA行事に積極的に参加し、子どもの様子を観察したり教職員と共有したりする機会を持つ。
- ③ 悩みを相談できる家庭の雰囲気づくりを目指す。

5. いじめの早期発見について

（１）教職員の取組

- ① 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある場合は個人面談や情報収集を行い、学年会等を通じて情報共有を行う。
- ② 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせるとともに、その状況や背景を複数で確認し、いじめの定義に該当するか否かを、組織的に判断する。
- ③ 教育相談調査から、いじめや人間関係の悩みなどを早期に発見し、必要な対応を取る。
- ④ 家庭や地域と連携して情報を収集する。（学校評価アンケートや支部PTA等）
- ⑤ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用
- ⑥ 学校及び学校以外の相談窓口（24時間いじめ相談ホットライン、親子ホットライン等）について周知・広報を行う。

（２）生徒の取組

- ① 生徒だけでは解決できないことがあったら、保護者や先生など、周りの大人に相談したり報告したりする。
- ② 保護者や先生以外にも相談できる窓口があることを理解しておく。

（３）保護者の取組

- ① いじめの有無にかかわらず、生徒に何か変化があったら、まず本人とよく話す。
- ② 子どもから相談を受け、いじめと判断される場合は、早期に教職員へ相談するなどの措置に努める。

6. いじめに対する処置について

(1) 教職員の取組

- ① 生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する。
- ② 教職員は絶対に一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導主事を通して管理職まで報告し、いじめ対策委員会を中心として（必要に応じて生徒指導委員会等を開き）、速やかにその指導・支援体制に取り組む。
- ③ いじめを受けた生徒本人及び関係生徒等から事実関係の聴取を行い、家庭訪問等により確実な情報を保護者へ伝える。様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応やいじめを受けた生徒に寄り添い支える体制づくりなど、いじめを受けた生徒及びその保護者への支援を行う。
- ④ アンケート調査等を実施し、それを基に、聞き取り対象者等の絞り込みや、事実確認を行う。
- ⑤ いじめを行った生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる毅然とした指導をするとともに、状況に応じては、心理的孤立感・疎外感を与えないよう教育的配慮を行いつつ、保護者・関係機関との連携を密にする。
- ⑥ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、県教育委員会および警察署等と連携して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑦ ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する処置をとる。必要に応じて警察署や法務局等と適切な連携を図る。
- ⑧ いじめの解消の判断については、いじめを受けた生徒及びその保護者との面談等により確認し、組織的に判断する。また、解消した状況にあっても再発する可能性があることから、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒については、日常的に観察する。
- ⑨ 進級・進学・転学の際は、引継ぎシート等を利用して確実に情報の引継ぎを行う。

(2) 生徒の取組

- ① いじめは許さない、一人で悩まない、いじめの同調者や傍観者にならない、という雰囲気づくりに努める。
- ② 互いを尊重し、認め合う集団づくりに努める。

(3) 保護者の取組

- ① 自分の子どもをいじめから守り抜く姿勢を持ち続ける。
- ② 自分の子どもに対し、いじめをさせない、したら許さないという意思表示をする。
- ③ 学校や関係機関と協力して、解決に向けて取り組む。その際、個人情報やプライバシーには慎重に配慮する。

7. いじめ防止基本方針に基づく年間計画について

- (1) いじめ防止基本方針に基づく年間計画は、別紙として別に定める。
- (2) いじめ防止基本方針に基づく取組について学校評価等により目標達成状況を評価し、取組の改善を図る。

8. その他

この「いじめ防止基本方針」は「いじめ対策委員会」によって適宜見直しを行い、学校や生徒の実情に合わせ、修正等を加えるものとする。